

## 調整区域の一部改正について(お知らせ)

平素、本市教育行政の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

さて、「就学すべき学校の指定校変更等に関する取扱要領」の調整区域について、平成31年4月1日から次のとおり一部改正となります。

つきましては、調整校への就学を希望される場合は、保護者の申請に基づき、指定学校の変更ができますので、教育委員会までお越しく下さい。

### 1. 調整区域の設定

住所地	指定校	調整校
落合町 小曲町 下今井町	山城小	中道北小
	城南中	笛南中
住吉本町	伊勢小	山城小
	南中	城南中
市営里吉団地	玉諸小	東小
	東中	南中

※就学事務の関係もありますので、希望される場合は早めの申請をお願いします。

お問い合わせ・申立先  
甲府市教育委員会 学事課 学事係  
甲府市丸の内 1-18-1 本庁舎9階  
電話055-223-7322 (直通)